

女性活躍推進法に基づく

株式会社 高見澤 の行動計画

女性活躍推進法に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1 男女の賃金の差異を75.0%以上に改善する。(現状70.2%)

《取組内容・実施時期》

- ・令和8年4月～ 賃金差異の要因分析と改善方針の明確化
- ・令和8年4月～ 働き方の見直し(時間外労働の適正化・平準化)
- ・令和8年7月～ 人事制度運用方法の点検(評価基準の再周知、性別による固定的な業務内容・役割分担の見直し)
- ・令和8年7月～ 女性社員の計画的な育成および昇格・登用の促進
- ・令和9年3月～ 女性社員積極採用に向けた説明会の開催

目標2 有給休暇取得率70%を目指す。(現状57.8%)

《取組内容・実施時期》

- ・令和8年4月～ 取得状況の分析と改善方針の明確化
- ・令和8年7月～ 業務の属人化解消・平準化への取組み強化
- ・令和8年7月～ 柔軟な取得促進と風土づくり
- ・令和8年7月～ 管理職の評価項目への反映
- ・令和9年4月～ 計画的付与制度拡大の検討開始